

第5次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査 仕様書

1 委託業務名

第5次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が実施する「第5次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）の業務委託に関し、必要な事項を定める。

3 実態調査の概要

別紙「第5次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査の概要」のとおり。

4 委託業務

発注者が実態調査を実施するにあたり、本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、調査票等の印刷、発送、回収、データ集計、データ分析、報告書の作成等の業務を行う。

5 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

6 委託内容・スケジュール

本契約において、受注者が行う業務と、スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

（1）業務計画書の作成

契約締結日の翌日から起算して7日以内に、一連の委託業務について業務計画書を作成・提出し、業務計画とその進行について発注者に説明を行う。同時に、本業務の主担当者を選任し、発注者に報告すること。

（2）調査票等の印刷（7月上旬～9月上旬）

発注者が提示する項目に基づき調査票の設問を作成し、調査票（別紙に定める6種類）、発送する封筒、同封する返信用封筒を必要数印刷、作成する。

- ① 発送用封筒は、原則角2封筒とし、封筒表面に「アンケート調査へのご協力のお願い」、「千葉市」、「〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 電話 043-245-5175 FAX 043-245-5549」と記載する。
- ② 調査票はA3用紙にモノクロで両面印刷し、中央をホチキス止めすることにより、A4サイズの冊子となるようにすること。（調査票本文のフォントは、HG丸ゴシックM-PRO体、10.5ポイントとする。）
- ③ 返信用封筒は、長3封筒とする。返信宛名は、「千葉市障害者自立支援課」とし、「料金受取人払郵便用カスタマーバーコード」の印刷も行うこと。また、料金受取人払と

するため、郵便事業株式会社との必要な協議を発注者と共同で行うこと。なお、調査対象者からの返送用費用は委託料に含むものとする。

(3) 調査票等の発送準備（9月中旬）

①調査票・返信用封筒の封入封緘

調査票及び返信用封筒を発送用封筒に封入封緘する（調査対象ごと6種類）。施設等の同一住所に複数の調査票を発送する場合には、発送用封筒に角2封筒以外の封筒ないし包みを使用することができる。

② 発送用封筒への宛名ラベル貼付

受注者が用意する宛名ラベル（A4サイズ、12面付き、レーザープリンタ対応のものとする）に、発注者が調査対象者の住所、氏名を印刷する。受注者は印刷をした宛名ラベルを受領し、発送用封筒の表面に貼付する。なお、宛名ラベルの費用は委託料に含むものとする。

(4) 調査票の発送（10月上旬）

発注者が指定する期日に、封入封緘が完了したすべての封筒を千葉市内の郵便局に持ち込み、郵便により発送を行う。なお、発送に要する郵便料金は、委託料に含むものとする。また、発送後、「すべての封筒を発送したことが確認できる書類（またはその写し）」を発注者に提出すること。

(5) 調査票の集計・分析

①クロス集計・詳細分析（回収後～1月中）

対象者それぞれについて、調査結果をクロス集計し、より詳細な分析を実施する。

なお、集計データは文書についてはWord、数値データ・グラフ等についてはExcel形式とする。ただし、調査票の自由記入欄部分についてのみ、転記・集計に多大な時間を要すると想定されるため、他の部分のデータ提出を優先するものとし、自由記入欄のデータ提出は委託期間の最終段階とする。また、①②の集計・分析の方法については、適宜発注者と協議する。

(6) 調査票の返却（2月下旬）

受注者は、回収したすべての調査票を対象者ごと、分類ごとに区分して、宅配便等の手段により発注者に返却する。なお、その際の送料は委託料に含むものとする。

(7) 報告書提出（2月下旬）

①（5）で実施した集計・分析について、調査結果報告書及びその概要版を作成する。

なお、調査結果から、次期計画への課題を抽出のうえ総括し、計画策定における基礎資料となり得るよう、報告書の内容や構成について工夫すること。また、調査結果に基づく一次分析に加え、特徴的な現状と課題をまとめること。

また、報告書の提出までに2回以上の校正を行うこと。

②令和元年7月～8月（予定）に発注者が実施する障害者団体等とのヒアリング結果について、本報告書に、発注者と協議のうえ、掲載すること。

<参考> ヒアリング実施団体等

種 別	団 体 名	
当事者団体	①千葉市身体障害者福祉会 ②特定非営利活動法人 千葉市視覚障害者協会 ③千葉市聴覚障害者協会	④千葉市中途失聴・難聴者協会 ⑤千葉市オストミー協会 ⑥千葉市腎臓病患者友の会
障害児者の 保護者団体	①千葉市手をつなぐ育成会 ②千葉市肢体不自由児者父母の会 ③千葉市自閉症協会	④千葉市ことばを育てる会 ⑤千葉市重症心身障害児(者)を 守る会
家族会団体	①特定非営利活動法人 千家連	②ちば高次脳機能障害者と家族の 会
事業者団体	①千葉市知的障害者福祉施設 連絡協議会 ②千葉市身体障害者施設連絡協議会 ③千葉市障害福祉サービス事業者 連絡協議会	④千葉市中心身障がい者ワーク ホーム等連絡会 ⑤千葉市精神障害者共同作業所 連絡会

③納品物

令和2年2月28日(金)までに下記を納品し、検査を受けること。

区 分	仕様・形式等	数量
①調査報告書・本編及び概要版 (データ)	W o r d形式及びPDF形式	一式のデータをCD-ROMに 記録し、ウイルスチェック 済みのもの正 副各1枚
②集計・分析データ	E x c e l形式	
③調査結果を入力したローデータ	E x c e l形式	
④調査報告書・概要版音声コードテ キストデータ	W o r d形式、データを格納した CD-ROM	

令和2年3月31日(火)までに下記を納品し、検査を受けること。

区 分	仕様・形式等	数量
①調査報告書・本編(冊子)	A4版タテ、ルビなし、色表紙、 白黒印刷(章や調査対象ごとに仕 切り色紙を入れるものとする。)	320部
②調査報告書・概要版(冊子)	A4版タテ、ルビなし、色表紙、 白黒印刷、音声コード Uni-Voice 対応 *1	650部

*1 音声コード Uni-Voice については、別添の資料1により作成すること

④納入場所

発注者が指示する場所（1か所）

7 調査票等の適正な管理

発送・回収する調査票等の取扱に留意するとともに、個人情報については、契約書中の「個人情報取扱特記事項」を踏まえ、適正に管理すること。

8 成果物の帰属

本契約にかかる成果物及びこれに伴う著作権は、すべて発注者に帰属する。委託業務の成果物として作成したデータを、受注者が他の用途のために複製したり、第三者に提供したりすることは禁止する。

9 秘密の公開の禁止

受注者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または情報を第三者に漏洩することは禁止する。

10 委託契約代金

契約金の支払いは、検査終了後、発注者が受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に行う。

11 注意事項

- (1) 受注者は、本業務にあたり疑義が生じた場合は、随時は発注者と協議のうえ業務を遂行するとともに、協議記録を作成し、発注者と受注者の双方で内容を確認すること。
- (2) 受注者は、発注者との打ち合わせが必要となった場合に迅速に対応することができる体制を整え、本業務を実施すること。
- (3) 受注者は、本業務実施にあたり、調査対象者への接触をしないこと。

12 その他

この仕様書に定めのない事項及び不明な点については、別途、発注者と受注者が協議して決定する。

第5次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査 概要

1 調査の目的

障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画（第5次：令和3～5年度）並びに障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画（第5期：令和3～5年度）及び児童福祉法第33条の20に規定する障害児福祉計画（第2期：令和3～5年度）の策定にあたり、障害者児、保護者・家族、障害福祉サービス等事業者の多様なニーズ等を把握することを目的に実態調査を実施する。

2 実態調査の視点

障害者の地域における自立した生活を支援することを基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた総合的かつ適切な支援を実施するため、本市における福祉、保健・医療、雇用、生活環境、教育など幅広い分野を対象とした利用者本位の支援ニーズを把握する。

また、本市における障害福祉サービス等の必要な見込量と確保策を検討するため、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の利用状況や利用意向を把握するとともに、入所施設を利用している障害者の地域生活への移行状況や福祉施設利用者の一般就労への移行状況についても把握することとし、障害福祉サービス等事業者の運営状況やサービスの提供状況等についても把握する。

なお、これらのニーズの把握にあたっては、国における障害者総合支援法や発達障害者支援法の一部改正など、障害者を取り巻く環境の変化等も考慮したものとする。

3 調査対象者の抽出方法

対象者は下記のとおり抽出し、選定する。

対象者	分類	抽出数（予定）	選定方法
Ⅰ 在宅の方	身体障害	1500	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方から抽出
	知的障害	500	療育手帳をお持ちの18歳以上の方から抽出
	精神障害	500	精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方から抽出
Ⅱ 施設に入所している方	市内施設	400	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、千葉市から障害者施設に入所している方（全数）
	県内施設	350	
	県外施設	50	

対象者	分類	抽出数（予定）	選定方法
Ⅲ 18歳未満の方と保護者の方	身体障害	500	身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方から抽出
	知的障害	500	療育手帳をお持ちの18歳未満の方から抽出
Ⅳ 発達障害のある方		250	精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの18歳以上の方のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある方から抽出
Ⅴ 発達障害のある18歳未満の方とその保護者の方		50	精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの18歳未満の方のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある方（全数）
		60 (想定)	千葉県療育センターまたは千葉県大宮学園に通っている方のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある方に対して、一定期間窓口配布
Ⅵ サービス事業者の方		100	千葉市内に所在地のある障害福祉サービス等事業所から抽出

* I から V までの抽出にあたっては、世帯が重複しないよう抽出

Ⅵの抽出にあたっては、法人が重複しないよう抽出

4 調査方法

調査票（6種類）の郵送配布（対象者Ⅴについては窓口配布あり）、郵送回収による

5 調査票の構成（※現時点の予定）

資料2「第5次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査 調査項目」のとおり

6 参考提示資料

第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画
第4次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/shogaikeikaku.html>